

滋賀県立看護専門学校履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀県立看護専門学校細則第19条の規程に基づき、学生の授業科目の履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目および履修の進度)

第2条 授業科目の名称、教育内容、単位数、教育進度は教育計画に基づいて実施する。

(履修の進度と修了)

第3条 履修科目の出席時間数が授業科目ごとに、その授業時間数の3分の2以上あるとき、その科目の履修を修了したものとする。

2 臨地実習科目については、表1に示す各年次ごとの実習科目(中欄)の履修に先だて、右欄に示す科目について、履修している、単位を修得しているあるいは、合格点に達していなければならない。

(単位認定資格)

第4条 前条に定める履修修了者でなければ、単位修得の認定を受けることができない。

(単位認定の方法)

第5条 単位は、科目ごとの終了時試験と臨地実習評価に基づく単位認定会議の議を経て修得を認める。

2 臨地実習の評価は、別に定めるところによる。

(履修科目の登録)

第6条 学生は、各年度ごとに当該年度に履修する科目について、別に定める日程に基づき受講科目登録管理簿(様式第1号)により登録しなければならない。

(未修得科目の履修)

第7条 受講したにもかかわらず単位修得できなかった科目については、再履修申請書(様式第2号)を提出し、履修許可を得なければならない。

2 再履修は、単位未修得となった翌年度に受講する。

(既修科目の聴講)

第8条 校長は、学生が単位既修得科目の聴講を希望する場合、人数を限って聴講を許可することができる。

2 学生は、単位既修得科目の聴講を希望する場合、校長が別に定める期日までに聴講許可申請書(様式第3号)を提出し、許可を得なければならない。ただし、実習科目は聴講の対象としない。

3 聴講を許可された場合、この日は出席すべき日とする。

4 聴講した授業科目の評価を行わない。

付則

1 この規程は平成15年4月1日から施行する。

2 この規程については、平成15年4月1日以後に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在学する学生については、なお従前の例による。

3 この規程については、平成18年4月1日以後に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在学する学生については、なお従前の例による。

4 この規程については、平成21年4月1日以後に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在学する学生については、なお従前の例による。

5 この規程は、平成24年3月1日から施行し、平成24年4月1日以降に入学する学生に適用する。同年3月31日現在在学する学生については、3年次の実習についてこれを適用し、他は、従前の例による。

6 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

7 この規程については、令和4年4月1日以後に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在学する学生については、なお従前の例による。

表1 実習科目の履修にあたり 事前に授業を履修、単位修得している、あるいは、合格点に達する必要がある科目一覧

年次	実習科目	履修が必要な科目 前年度までに単位修得が必要な科目 「科目終了時試験」あるいは「実習評価」が 合格点に達していることが必要な科目
1年次	基礎看護学実習Ⅱ (対象理解・日常生活援助)	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学概論 共通基本技術（総論、コミュニケーション、感染予防） ヘルスアセスメントⅠ (バイタルサイン) 日常生活援助技術Ⅰ（環境、活動・休息） <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">} 履修</div>
2年次	老年看護学実習 (対象理解・日常生活援助) 地域・在宅看護論実習Ⅰ (健康と生活の支援)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎看護学実習Ⅱ(対象理解・日常生活援助) 地域とくらし 地域・在宅看護概論(地域包括ケアシステムの中の看護) 老年看護学概論 <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">} 履修</div>
	成人・老年看護学実習Ⅰ (慢性の経過をたどる対象の看護)	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 老年看護学実習(対象理解・日常生活援助) ☆ 地域・在宅看護論実習Ⅰ(健康と生活の支援)
3年次	① 成人・老年看護学実習Ⅱ (慢性期、回復期、終末期) ② 成人・老年看護学実習Ⅲ (急性・回復期) ③ 小児看護学実習 ④ 母性看護学実習 ⑤ 精神看護学実習 ⑥ 地域・在宅看護論実習Ⅱ (ヘルスプロモーション・在宅療養者への看護)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成人・老年看護学実習Ⅰ (慢性の経過をたどる対象の看護) ○ 1年次、2年次の専門基礎分野・専門分野の実習以外の科目 ただし、単位未修得が1科目であった場合は、左記実習の履修を認める。
	統合実習	☆ 3年次の実習科目欄の①～⑥のすべての実習

注：表1の○印は、各年度ごとに行う単位認定会議を経て単位修得が認められていることが必要な科目
☆印は、科目終了時試験等の評価が合格点に達していることが必要な科目